



堺国保第2982号
令和3年1月21日

堺市国民健康保険運営協議会
会長 宮本恵子様

堺市長 永藤英機



諮問書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

1 賦課限度額の改定について

- (1) 基礎賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、630,000円とする。
- (2) 介護納付金賦課限度額を、大阪府が定める市町村標準保険料率に基づき、170,000円とする。

2 令和3年度分の国民健康保険料に係る特例について

(1) 基礎賦課額

所得割の料率を1000分の79.6、被保険者均等割の額を23,065円、世帯別平等割の額を26,965円とする。

(2) 後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合は、所得割を100分の45.61、被保険者均等割を100分の32.28、世帯別平等割を100分の22.11とし、保険料率を算定する。

(3) 介護納付金賦課額

賦課割合は、所得割を100分の44.57、被保険者均等割を100分の55.43とし、保険料率を算定する。

3 施行期日について

施行期日は、令和3年4月1日とする。